

令和7年度（2025年度）

熱海市観光まちづくり事業費補助金

公募要領

令和7年4月

熱海市 観光建設部 観光経済課

I 事業の概要

1 目的

本事業は、熱海市観光基本計画に基づき、新しい観光と地域づくりの観点から、地域がより魅力を増し、集客力が高まる施策によるまちづくりを推進するため、地域の個性的で特色ある事業を自ら企画・実施し、将来的に事業の自立と継続を目的とする市民団体等を支援するために実施します。

2 補助対象団体

3名以上の熱海市民(住民基本台帳に記録されている者)を含む構成員による組織。

※補助の対象とならない団体

- ① 宗教、政治活動に関する活動を目的とした団体
- ② 規約、会則等の整備がされていない団体
- ③ 当該団体(法人以外はその代表者)が市税等を滞納している。
- ④ 平成25年度以降初めて本補助金交付を受けてから4年度目となる団体
- ⑤ 平成25年度以降初めて本補助金交付を受け3年を経過した団体の構成員が、当該団体の組織構成員の半数を占めている団体
- ⑥ 本補助金の交付を受け自立したのち、再度補助金の交付を受けようとする団体
- ⑦ 上記のほか、補助することが適当でないと思われる団体

3 補助対象事業

補助対象事業は「新規事業」「継続事業」の2部門に分けて募集し、審査・決定します。

(1)共通事項

- ・来訪者へアンケート調査を行い、改善すべき点や来訪者の満足度を把握し、次回開催につなげる。(要結果報告)
- ・本補助により今後3年以内に当該補助金を受けることなく当該実施団体のみで運営資金により自立した事業として実施すること。
- ・イベント系事業について、1～2日の短期間で完結する事業とせず、数日間にわたり連続して開催するなど、ある程度の開催期間を設けるものとする。

(2)新規事業部門

既存事業に無い新たな発想のもとに起案され、熱海の資源(自然・文化・歴史・産業・人材等)を活用した事業を対象とします。

(3)継続事業部門

過去に本事業の補助金を受けた事業及びこれまでの経験と実績を踏まえ、問題点、課題点を改善又は新たな要素を加えた事業を対象とします。

※補助の対象とならない事業

上記条件を満たした提案であっても以下の場合には補助対象事業と認められません。

- ① 熱海市の他の補助金等の交付を受けている事業
- ② 事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属し公益性を欠く事業

- ③ すでに慣行的に行われている事業や地域の行事
- ④ 宗教、政治活動に関する活動を目的とした事業
- ⑤ 短期間または単年度で完結する計画のもとに実施される事業
- ⑥ 上記のほか、補助することが適当でないと思われる事業

4 補助対象経費

- ・講師(出演者)等謝礼 ・講師(出演者)等旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・宣伝広告費(※)
- ※ 宣伝広告費には熱海市観光経済課が作成する PR 媒体への掲載にかかる費用を含みます。
- ・通信費 ・運搬費 ・会場等使用料 ・賃借料 ・備品購入費 (事業の実施に必要と認められたものかつ総事業費の 50%未満のものを除く) ・委託費

○新規事業補助金額：補助対象経費の 10/10 以内の額、上限 30 万円

(※補助対象経費から算出した申請額に 1000 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)

例：補助対象経費 198,800 円→(1000 円未満切捨)→補助申請額 198,000 円

○継続事業補助金額：補助対象経費の 1/2 以内の額、上限 10 万円

+

継続事業に改善又は新規要素を加えた

補助対象経費の 1/2 以内の額、上限 10 万円

最大 20 万円の 補助

(※ 補助対象経費から算出した申請額に 1000 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)

例：補助対象経費 198,800 円×1/2 =99,400 円→(1000 円未満切捨)→補助申請額 99,000 円

※補助の対象とならない経費

- ・団体の経常的な運営経費
- ・備品購入費 (事業の実施に必要と認められかつ総事業費の 50%未満のものを除く)
- ・人件費 ・食糧費 ・その他補助することが適当でないと思われる経費

5 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和 8 年 2 月 28 日までとします。

II 事業提案の募集スケジュール

1 申請書類の配布

配布場所：熱海市ホームページ または 熱海市役所 第 1 庁舎 3 階 観光経済課 窓口

2 申請書の受付期間

受付期間：令和 7 年 4 月 14 日(月)～5 月 13 日(火) 9:00～16:30

受付場所：観光経済課 観光推進室 (熱海中央町 1-1 熱海市役所 第 1 庁舎 3 階 86-6195)

※事前予約の上、持参にてご提出ください。提出の際事業内容等の聞き取りをいたします。

3 審査日

日 時：令和7年5月29日(木)

各申請団体のプレゼンテーションによる審査を行います。

4 申請書類

以下に記載した書類すべてを提出していただきます。

《申請時提出書類一覧》

書 類 名	様 式
<input type="checkbox"/> 1. 補助金交付申請書	様式第1号
<input type="checkbox"/> 2. 事業計画書	別紙1
<input type="checkbox"/> 3. 収支予算書	別紙2
<input type="checkbox"/> 4. 補助対象経費額内訳表	別紙3
<input type="checkbox"/> 5. 市民団体の概要調書	別紙4
<input type="checkbox"/> 6. 広報・PR計画書	別紙5
<input type="checkbox"/> 7. 団体及び代表者の未納なし証明書または非課税証明書	原本
<input type="checkbox"/> 8. 団体の規約・会則	任意様式
<input type="checkbox"/> 9. 事業広報PR素材(チラシ・ポスター掲出案 等)	任意様式
<input type="checkbox"/> 10. 補助金交付を受けようとする通帳	コピー

※書類のサイズはA4で統一してください。

(各様式記入枠の大きさは変更しても結構です)

III 審査について

1 審査基準

【共通項目】

- ㊦ 事業目的の明確性(5点)
- ㊧ 目標設定の明確化(5点)
- ㊨ 事業の継続性(5点)
- ㊩ 事業の自立に向けた計画の具体性(5点)
- ㊪ 事業参加者・居住者の満足度向上への計画性(5点)
- ㊫ 広報・PRの貢献度(都市イメージ向上、ニュース性)(5点)

【継続事業】

- ㊬ 問題点・課題点の改善度(10点)
- ㊭ 加味された新たな要素(10点)

※審査員の合計点数が48点未満の場合は、継続事業に改善又は新規要素を加えた補助対象経費外とする。

【新規事業】

㊦ テーマに基づく事業の新規性(10点)

㊧ 地域資源活用の斬新性(10点)

※審査委員の採点内容につきましては公表いたしません。

2 補助金額の配分

審査の得点で、合計点数が120点未満は不採択とします。

※ 審査を通過した提案の補助金総額が予算額を上回った場合、審査の採点結果にて順位をつけ、第1位を10割として傾斜配分いたします。

3 結果通知

選定結果は、審査終了後速やかに文書にて通知いたします。

4 その他

- ・ノートPCとプロジェクターをご用意できます。使用を希望する場合は事前に担当者へ申し出てください。
- ・審査委員は熱海市観光協会、熱海市ホテル旅館協同組合連合会、熱海商工会議所の各推薦者、観光建設部職員（部長、次長、観光経済課長のうち1名）の4名。
- ・プレゼン時間は10分程度＋質疑10分程度（いずれも応募件数により増減する場合あり）各審査員50点満点で採点（満点：200点）

IV 事業完了後の報告と提出書類

1 完了報告

補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む)、または補助事業の実施期間が終了したときは、事業の反省点を精査し、次年度の事業計画または自立事業に盛り込み速やかに完了の報告をしてください。

2 提出書類

以下に記載された書類すべてを提出してください。

《報告時提出書類一覧》

書 類 名	様 式
<input type="checkbox"/> 1. 実績報告書	様式第3号
<input type="checkbox"/> 2. 収支決算書	別紙6
<input type="checkbox"/> 3. 補助対象経費額内訳書	別紙3
<input type="checkbox"/> 4. 広報・PR結果報告書	別紙7
<input type="checkbox"/> 5. アンケート結果報告書	任意様式
<input type="checkbox"/> 6. 活動記録(写真・パンフレット等)	任意様式

3 提出場所・提出方法

上記提出書類を 観光経済課 観光推進室 へ持参または郵送してください。

4 完了報告手順

- ① 事業完了後すみやかに提出書類を添えて完了報告をおこなう。
(提出期限：令和8年3月20日)
- ② 提出書類が審査され、「補助金等交付額確定通知書」、「請求書」が市から送付される。
- ③ 「請求書」を提出する。(請求者に関する事項、口座を記入し交付申請書と同じ印鑑を押印)
- ④ 補助金が振り込まれる。(請求書提出後約4週間)

V その他

1 事業の変更・中止・廃止

- ・応募した補助事業等について次に掲げる記載事項の変更・中止・廃止をしようとする場合、「補助金等変更 中止 廃止承認申請書」(様式第2号)を提出していただきます。
 - ① 補助事業等の目的及び内容
(事業内容が著しく変更となる場合は交付決定の取消し等を行う場合があります。)
 - ② 補助事業等の事業計画及び収入支出の予算
 - ③ 交付を受けようとする補助金等の額の算出根拠
 - ④ その他熱海市長が必要と認める事項

2 申請の取り下げ

- ・申請者は「採択」の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容または、これに付された条件に不服があるときは申請の取り下げをすることができます。この場合、当該申請に係る補助金等の交付の決定は無かったものとみなします。

3 監査

- ・補助事業を監査の対象として、以下の事項について調査する場合がございます。
 - ① 要綱に基づき事業運営がされているか
 - ② 補助金が正しく使われているか
 - ③ 事業内容に虚偽がないか

お問い合わせ 熱海市 観光建設部 観光経済課 観光推進室：Tel.0557-86-6195
